

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和4(2022)年度補正予算概要.....	1
2 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の骨子.....	2～5
3 函館市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の骨子.....	6～7

1 令和4（2022）年度補正予算概要

一般会計

【歳出】

民生費

（単位：千円）

科目	補正額	説明	特定財源
子ども未来総務費	4,458	補助金増 4,458 児童福祉施設整備費補助金増 4,458	(国) 児童福祉施設整備費 補助金 3,021 (地方債) 児童福祉施設整備費 補助事業債 1,400
保育サービス費	38,225	保育施設等物価高騰対策 支援事業費 38,225	
子ども健全育成費	△502	はこだてキッズタウン 開催負担金皆減 △502	
ひとり親家庭等支援費	400	母子生活支援施設物価高騰対策 支援事業費 400	
子ども医療助成費	12,837	その他所要経費増 12,837 (システム改修費等分)	

衛生費

（単位：千円）

科目	補正額	説明	特定財源
母子保健費	20,226	母子保健医療費等給付費増 20,226 未熟児養育費増 20,226	(国) 母子保健費負担金 10,112 (道) 母子保健費負担金 5,056

2 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

ひとり親家庭等の児童等に対する医療費の助成について、ひとり親家庭の母等が一定以上の所得を有する場合に助成の対象外とする措置を廃止し、および高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者であるひとり親家庭の母等を助成の対象に加えることとするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日

函館市ひとり親家庭等医療費助成条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療費 ひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父の疾病または負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額）と当該疾病または負傷について他の法令等の規定により国または地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p><u>(7) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。</u></p> <p><u>(8) 生活療養標準負担額 健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。</u></p> <p><u>(9)・(10) (略)</u></p> <p>(対象者)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 医療費 ひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父の疾病または負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付 <u>(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による医療に関する給付を含む。)</u>が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による療養の給付 <u>(高齢者医療確保法による医療に関する給付を含む。以下この号において同じ。)</u>を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額）と当該疾病または負傷について他の法令等の規定により国または地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 指定訪問看護 健康保険法第88条第1項または高齢者医療確保法第78条第1項に規定する指定訪問看護をいう。</u></p> <p><u>(8) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第1項または高齢者医療確保法第74条第1項に規定する入院時食事療養費が支給される者に係る同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額に相当する額をいう。</u></p> <p><u>(9) 生活療養標準負担額 健康保険法第85条の2第1項または高齢者医療確保法第75条第1項に規定する入院時生活療養費が支給される者に係る同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額に相当する額をいう。</u></p> <p><u>(10)・(11) (略)</u></p> <p>(対象者)</p>

第3条 医療費の助成を受けることができるひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父（以下これらを「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する者またはそれ以外の者で国民健康保険法第116条の2第1項もしくは第2項の規定により市の区域内に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者その他規則で定めるもので、医療保険各法の規定に基づき医療に関する給付を受けることのできるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1)～(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者の前年（1月から7月までの間に行われた医療に関する給付については、前々年）の所得の額が規則で定める額以上であるときは、当該ひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父は、対象者としない。

(1) ひとり親家庭等児童がひとり親家庭の母または父に現に扶養され、または監護されている場合にあつては、当該ひとり親家庭の母または父ならびにその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）および民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定による扶養義務者のうち、当該ひとり親家庭の母または父の生計を主として維持する者

(2) ひとり親家庭等児童が両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている場合にあつては、当該ひとり親家庭等児童を扶養している者ならびにその配偶者および民法第877条第1項の規定による扶養義務者のうち、当該ひとり親家庭等児童の生計を主として維持する者

3 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の額)

第6条 医療費の助成の額は、受給者に係る

第3条 医療費の助成を受けることができるひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父（第5条においてこれらの者を「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する者またはそれ以外の者で国民健康保険法第116条の2第1項もしくは第2項の規定により市の区域内に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者もしくは高齢者医療確保法第55条第1項もしくは第2項（高齢者医療確保法第55条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）もしくは高齢者医療確保法第55条の2第1項の規定により北海道後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされているもののうち市が保険料を徴収すべきものその他規則で定めるもので、医療保険各法または高齢者医療確保法の規定に基づき医療に関する給付を受けることのできるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1)～(3) (略)

(削る)

(削る)

(助成の額)

第6条 医療費の助成の額は、受給者に係る

医療費（当該受給者がひとり親家庭の母または父である場合は，入院および健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護に係るものに限る。）から食事療養標準負担額，生活療養標準負担額および付加給付の額を控除した額とする。

医療費（当該受給者がひとり親家庭の母または父である場合は，入院および指定訪問看護に係るものに限る。）から食事療養標準負担額，生活療養標準負担額および付加給付の額を控除した額とする。

3 函館市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

子どもに対する医療費の助成について、対象者の範囲を18歳まで拡大し、および保護者が一定以上の所得を有する場合に助成の対象外とする措置を廃止することとするため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和5年4月1日

函館市子ども医療費助成条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に<u>子ども</u>を養育するものをいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる子ども(以下「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者またはそれ以外の者で国民健康保険法第116条の2第1項もしくは第2項の規定により市の区域内に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者その他規則で定めるもので、医療保険各法の規定に基づき医療に関する給付を受けることのできるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、保護者のうち子どもの生計を主として維持する者の前年(1月から7月までの間に行われた医療に関する給付については、前々年)の所得の額が規則で定める額以上であるときは、当該子どもは、対象者としな</u>い。</p> <p><u>3 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は、規則で定める。</u></p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 子ども 親権を行う者、未成年後見人その他の者に現に養育されている者で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育するものをいう。</u></p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 医療費の助成を受けることができる子ども(<u>第7条において</u>「対象者」という。)は、市の区域内に住所を有する者またはそれ以外の者で国民健康保険法第116条の2第1項もしくは第2項の規定により市の区域内に住所を有するとみなされる国民健康保険の被保険者その他規則で定めるもので、医療保険各法の規定に基づき医療に関する給付を受けることのできるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>